

(公印省略)

公入管第 844 号
平成 27 年 3 月 27 日

大分県建設産業団体連合会長
} 殿
（一社）大分県建設業協会

大分県土木建築部長

大分県公共工事請負契約約款の一部改正について（通知）

大分県公共工事請負契約約款（平成 23 年大分県告示第 316 号）について、下記のとおり改正したので通知します。つきましては、貴傘下会員等あて周知をお願いします。

記

1 改正内容

約款第 3 条のうち、請負代金内訳書の作成及び提出に関する規定の削除

2 改正理由

平成 27 年 4 月 1 日以降の建設工事に係る入札の際に、全ての応札者から「入札金額内訳書」の提出を求めることとしたことから、約款第 3 条により、契約後、一定の請負代金（現行運用上は 1 億円）以上の工事において求めていた「請負代金内訳書」の作成及び提出が不要になったことによるもの。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 その他

旧約款様式を使用した場合は、従前どおり、該当字句の削除により対応する。

(公共工事入札管理室)